

令和6年

第2回八頭町議会定例会

提案理由書

令和6年3月6日

議案第2号から議案第4号は、人権擁護委員の推薦についてであります。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱し、任期は3年間となっております。現在、本町では10名の人権擁護委員の皆様にご活躍をいただいておりますが、今回、令和6年6月30日をもって任期満了の方がありますので、候補者の推薦をしようとするものです。

議案第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（その1）

議案第2号は、八頭町船岡殿413番地の湯浅 宗生（ゆあさ そうせい）さんの推薦につき議会の意見を求めるものであります。

湯浅さんは、平成21年7月から人権擁護委員として活動いただいております。現在、5期目でございます。

長年にわたり、放送局で報道制作に携われ、現在はお寺の住職として地域の方々と密接に関わりながら、人権啓発活動に取り組んでいただいております。

広く社会の実情に通じ、人権意識も高く、適任者と考えておりますので、引き続き人権擁護委員に推薦いたそうとするものです。

議案第3号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（その2）

議案第3号は、八頭町石田百井55番地の宮田 玲子（みやた れいこ）さんの推薦につき議会の意見を求めるものであります。

宮田さんは、平成27年7月から人権擁護委員として活動いただいております。現在、3期目でございます。

長年にわたり、教員として勤務され、退職後は郡家・船岡人権啓発センター所長として勤務していただきました。

これまでの豊富な知識や経験を生かし、地域の人権活動に取り組んでいただけの方であり、人望も厚く適任者と考えますので、引き続き人権擁護委員に推薦いたそうとするものです。

議案第4号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（その3）

議案第4号は、八頭町日田787番地の上島 和彦（うえじま かずひこ）さんの推薦につき議会の意見を求めるものであります。

上島さんは、平成30年7月から人権擁護委員として活動いただいております。現在、2期目でございます。

長年にわたり、教員として勤務され、学校現場における人権教育の実践をもとに、身近な人権課題の解決に向けて取り組んでおられます。

日頃から地域の人権擁護活動に積極的に取り組まれ、人権意識が高く人望も厚い方であり、適任者と考えますので、引き続き人権擁護委員に推薦いたそうとするものです。

議案第5号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

教育委員会委員として、平成28年5月3日よりご活躍をいただいております山崎泰國（やまさきやすくに）さんが、令和6年5月2日で任期満了となります。教育委員会委員として、平成28年5月3日から2期に渡り、教育行政の推進にご尽力をいただいたところです。

後任の教育委員として、八頭町花274番地の小林 傳（こばやし つかう）さんを教育委員として任命させていただきたいと考えております。

小林さんは平成27年4月から令和2年3月末まで鳥取県教育委員会小中学校課長、鳥取県教育センター所長、その後、令和2年4月から令和4年3月末まで鳥取市立高草中学校長を務められました。現在は地元で特産の柿の栽培にご尽力されており、人柄は明朗快活で、地域の方々の信頼も厚い方です。任期は令和6年5月3日から令和10年5月2日までの4年です。

議案第6号

八頭町公共下水道郡家浄化センター曝気機更新工事委託に関する協定の一部を変更する協定締結について

本協定につきましては、令和5年6月20日の協定議決を得て、現在、日本下水道事業団で工事を発注され、受注業者により工事が施工されております。この度、協定内容の一部変更を行い、令和6年2月15日に変更仮協定を締結いたしました。

協定金額、完成期日の変更はありませんが、水処理設備工事において、入札不落があり、工事調達に不測の日数を要したため、継続費のうち、令和5年度事業費の一部を逡次繰越とする変更をしたものです。

議案第7号

八頭町過疎地域持続的発展計画の変更について

令和3年4月に新たな「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定され、令和4年4月には、令和2年の国勢調査結果を反映し、新たに郡家地域を含めました八頭町全域が過疎地域に追加指定され、「八頭町過疎地域持続的発展計画」の変更を行ったところです。

この度、「八頭町防災行政無線の操作卓の更新」、「東部広域の消防関連施設及び高機能消防指令センターの更新」等を事業に追加し、計画を変更しようとするものでございます。

議案第8号

八頭町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について

令和4年4月に個人情報保護審査会に係る事務の共同設置について、委託に関する規約を定め、鳥取県に委託しているところです。

この度「町情報公開条例」及び、「議会個人情報保護条例」に基づく審査会についてもあわせて鳥取県へ事務委託をいたそうとするものです。

議案第9号

町有財産（建物）の処分について（上野地区会館）

この度、上野自治会会長より、「上野地区会館（建物）」の無償での普通財産譲渡申請書が提出されました。

「上野地区会館」は、昭和52年に鉄骨造平屋建、床面積118.3平方メートルで、八頭町上野53番地1に建設され、従来から上野自治会が管理し、使用しています。

この度、これまでの管理実態に合わせ、上野自治会に無償で譲渡をしようとするものであります。

議案第10号

財産の貸付について（芸術文化交流プラザあーとふる八頭）

芸術文化交流プラザあーとふる八頭については、誰もが気軽に芸術や文化に触れることのできる機会を提供することを目的として、旧安部小学校の校舎を改修し、保管や展示を行う施設として、令和4年11月3日にオープンいたしました。

施設内の一部を「一般社団法人山本虎之助記念館」へ貸し付けており、展

示室をはじめ保管室等に利用され、町や地域団体が行う事業にも積極的にご協力をいただいているところです。

この度、貸付期間が満了することにより、貸付期間を更新しようとするものです。

貸付財産は、芸術文化交流プラザあーとふる八頭の土地及び建物で、土地面積、建物面積とも341.458平方メートル、貸付期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、賃料は、年額96,680円としております。

議案第11号

字の区域の変更について

令和元年度から令和5年度にかけて、鳥取県において船岡地域志子部地区のは場整備事業（4.3ヘクタール）を実施していただいております。

この度、県営土地改良事業船岡地区（志子部工区）の土地改良事業の完了に伴い、八頭町見槻及び志子部の字の区域を変更しようとするものであります。

議案第12号

町道の路線認定について

整理番号K0325号の稲荷内荒木1号線は、認定延長、192.7メートルで、幅員、6.0メートルから11.3メートル、整理番号K0326号の稲荷内荒木2号線は、認定延長、53.0メートルで、幅員は6.0から13.0メートルであります。

この路線は、民間の大規模宅地造成内の道路として、重要な路線であり、町道として認定することがふさわしい路線と判断しております。

議案第13号

八頭町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

令和6年2月7日付で八頭町特別職報酬等審議会より答申のあった内容について、答申内容を尊重した報酬の額とするため、議会議員報酬額について所要の改正を行うものです。

議案第14号

八頭町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第13号と同様に、八頭町特別職報酬等審議会より答申のあった内容について、答申内容を尊重した報酬の額とするため、監査委員報酬額について所要の改正を行い、八頭町情報公開審査会並びに個人情報保護審査会については、鳥取県へ事務委託することに伴い、委員報酬が不要となることから、本条例の一部改正を行うものです。

議案第15号

八頭町監査委員条例の一部改正について

地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、引用部分の条ずれが生じるため、所要の改正を行うものです。

議案第16号

八頭町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

議案第15号と同様に、地方自治法の一部改正に伴い、引用部分の条ずれが生じるため、所要の改正を行うものです。

議案第17号

八頭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となり、本町におきましても、会計年度任用職員への勤勉手当の支給を可能とするため、所要の改正を行うものです。

議案第18号

八頭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となり、育児休業中の会計年度任用職員についても、一定の要件を満たす場合は、勤勉手当の支給を可能とするよう所要の改正を行うものです。

議案第19号

八頭町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について

現在、指定管理施設にかかる事業報告書の提出期限は、毎年度終了後30日以内と定めていますが、指定管理者の多くが、3月を決算月とし、5月から6月にかけて総会等を開催していることから、事業決算事務を考慮した事業報告書の提出時期とするため、所要の改正を行うものです。

議案第20号

八頭町行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、マイナンバーの利用及び情報連携に係る見直しや、同法に規定する個人番号の利用範囲を定める別表第二が廃止され、別表第一を別表とするなどの規定整理に対応するため、所要の改正を行うものです。

議案第21号

八頭町情報公開条例の一部改正について

議案第8号で上程しましたとおり、本条例第13条の2に規定する情報公開審査会について、鳥取県へ事務委託することに伴い、同規定を削除するなど、本条例の一部改正を行おうとするものです。

議案第22号

八頭町集会所条例の一部改正について

議案第9号で上程しましたとおり、上野自治会に「上野地区会館」を無償譲渡するにあたり、条例の別表から削除しようとするものです。

議案第23号

八頭町放課後児童クラブ施設条例の一部改正について

現在、2箇所で開催をしております船岡児童クラブについて、4月から新施設で開催できることになることから、この度、所要の改正を行うもの

です。

議案第24号

八頭町営住宅条例の一部改正について

この度の改正は配偶者暴力防止等法の改正に伴い、入居者の資格の関係条文を一部改正するものです。

町営住宅の入居に際しては、町内在住の個人の連帯保証人2名を立てることとしておりましたが、鳥取県居住支援協議会からの要望を受け、町内在住の規定を廃止し、連帯保証人を2名から1名に変更すると共に、民間の家賃債務保証業者と家賃に関する保証委託契約を結んだ者については個人の保証人を免除できることなどの入居条件を緩和するため、所要の改正を行うものです。

議案第25号

八頭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」の公布等に伴い、書面掲示や目視等を義務付けるアナログ規制を見直す観点から、施設の重要事項の書面での掲示に加え、インターネットを利用した公衆の閲覧に供しなければならない旨の規定を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第26号

八頭町介護保険条例の一部改正について

令和5年度において、「第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」と、第1号被保険者の介護保険料の見直しを併せて行っていました。

今回の改正は、令和6年度から8年度までの3年間の介護保険料につきまして、標準の第5階層の方の基準額を年額73,200円、月額を6,100円としようとするものであります。

議案第27号

八頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」及び「デジタル社会の形成を図るための規則改革を推進するための厚生労働省関係省令」の一部を改正する省令の公布に伴い、書面掲示規制の見直しや管理者が兼務することができる事業所等の範囲の明確化や身体的拘束等の適正化のための措置の義務付けなどが定められたことに対応するため、所要の改正を行うものです。

議案第28号

八頭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第27号と同様に、省令の公布により、管理者が兼務することができる事業所等の範囲の明確化や、身体的拘束等の適正化の措置の義務付けなどが定められたことに対応するため、所要の改正を行うものです。

議案第29号

八頭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

議案第27号と同様に、省令の公布により、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員に関する基準などが定められたことに対応するため、所要の改正を行うものです。

議案第30号

八頭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

議案第27号同様に、省令の公布により、指定居宅介護支援事業所ごとに置かなければならない介護支援専門員の人員に関する基準を見直すことなどが定められたことに対応するため、所要の改正を行うものです。

議案第31号から議案第39号は補正予算の関係であります。

議案第31号

令和5年度八頭町一般会計補正予算（第10号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1億476万2千円を増額しようとするものです。

歳入の主なものをご説明いたします。

地方消費税交付金は、配分決定により、1,060万円余を減額し、地方交付税は、普通交付税の再算定により、臨時経済対策費、6,490万円余を追加しております。

国庫支出金は、物価高騰対応重点支援市町村創生臨時交付金、1,490万円余を追加し、事業費の確定により、地域公共交通確保維持改善事業費補助金、5,570万円余、社会資本整備総合交付金、1,380万円余、道路メンテナンス事業補助金、2,320万円余を減額しております。

県支出金は、野生鳥獣被害防止事業県補助金、1,630万円余の減額です。

寄付金では、ふるさと納税の増加により一般寄付金、2億8,230万円余を追加し、繰入金は、ふるさと活性化基金繰入金、2,640万円の減額です。

町債は、小学校施設整備事業債、3,770万円、公共施設災害復旧事業債、1,290万円を追加し、情報通信基盤整備事業債、1,750万円、急傾斜地崩壊対策負担金事業債、1,960万円を減額しました。

次に歳出であります。

総務費は、ふるさと納税の増額に伴い、ふるさと活性化基金費、2億8,770万円余、減債基金費、2,910万余等を追加し、デジタル田園都市創生事業、6,220万円余の減額です。

民生費は、介護保険特別会計繰出金、2,330万円余、衛生費では、予防接種事業、1,360万円余を減額しております。

農林水産業費は、野生鳥獣被害防止事業費、2,480万円余、間伐材搬出促進事業、1,730万円余、土木費では、橋梁メンテナンス事業、3,370万円、町道新道線改良事業、2,000万円の減額です。

教育費は、小学校改修事業費、4,410万円余を減額し、予備費で調整をしております。

また、予算書（5ページ）に繰越明許費の内訳を記載しておりますが、総務管理費など29事業につきまして、令和5年度内に完成することができませんので、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度へ繰越しようとするものです。

議案第32号

令和5年度八頭町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

今回の補正額は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1,254万3千円を減額しようとするものです。

歳入では、県支出金、470万円、繰入金、796万円余を減額しております。

歳出は、保険給付費、550万円、保健事業費、670万円の減額です。

議案第33号

令和5年度八頭町簡易水道特別会計補正予算（第5号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、97万4千円を減額しようとするものです。

歳入では、使用料及び手数料、531万円余を追加し、事業費確定による水道施設整備事業債、過疎水道施設整備事業債、公営企業会計適用事業債、合わせて、630万円の減額です。

歳出は、一般管理費の光熱水費、消費税等、974万円余、簡易水道整備事業費で、618万円を減額しました。

議案第34号

令和5年度八頭町公共下水道特別会計補正予算（第5号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、5,812万4千円を減額しようとするものです。

歳入では、公共下水道加入分担金、1,024万円、諸収入の消費税還付金、1,613万円を追加し、社会資本総合整備事業費国庫補助金、2,317万円余、一般会計繰入金、3,400万円、下水道施設整備事業債、過疎下水道施設整備事業債、下水道公営企業会計適用事業債、合わせて、2,450万円、を減額しております。

歳出は、総務費の一般管理費で消費税、899万円余、郡家雨水排水対策事業の工事請負費、250万円、ストックマネジメント事業委託料、4,400万円の減額です。

議案第35号

令和5年度八頭町農業集落排水特別会計補正予算（第6号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、551万7千円を減額しようとするものです。

歳入では、諸収入の消費税還付金、1,006万円余を追加し、一般会計繰入金、1,500万円を減額しております。

歳出は、総務費の一般管理費で消費税、659万円、施設管理費で光熱水費、650万円の減額です。

議案第36号

令和5年度八頭町介護保険特別会計補正予算（第3号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1億596万4千円を減額しようとするものです。

歳入では、介護保険料、1,000万円を追加し、介護給付費等の減額に伴う国・県支出金等、9,266万円余、一般会計からの繰入金、2,337万円余を減額しております。

歳出は、総務費、492万円余、保険給付費、1億3,500万円、地域支援事業費、986万円余の減額です。

議案第37号

令和5年度八頭町宅地造成特別会計補正予算（第1号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、20万9千円を追加しようとするものです。

歳入では、宅地造成基金利子、2千円、繰越金、20万7千円、歳出では、積立金、9千円を増額しています。

議案第38号

令和5年度八頭町墓地事業特別会計補正予算（第1号）

今回の補正額は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、32万3千円を追加しようとするものです。

歳入では、使用料及び手数料、31万5千円、財産収入1千円、繰越金、8千円、歳出では、一般管理費の積立金、9千円を増額しています。

議案第39号

令和5年度八頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

今回の補正は、既定の歳出歳入予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1,123万4千円を追加しようとするものです。

歳入では、後期高齢者医療保険料、1,360万円余を増額し、一般会計からの繰入金、240万円余の減額です。

歳出では、総務管理費、120万円余を減額し、広域連合負担金、1,250万円の増額です。

議案第40号から議案第52号は、令和6年度当初予算の関係であります。

議案第40号

令和6年度八頭町一般会計予算

令和6年度八頭町一般会計予算は、116億6,000万円を計上いたしました。前年度と比較し、率で0.3%の減となりました。

地方債につきましては、（6ページ）第2表になりますが、限度額合計は、13億350万円、起債の借り入れ方法等は、記載のとおりです。

歳入についてご説明いたします。

（予算書では、9ページからになります。）

主なものを申し上げます。

町税は、12億5,200万円余で、町民税、5億3,000万円余、固定資産税、5億5,100万円余を見込み、地方譲与税の森林環境譲与税は、4,800万円余を計上いたしました。

地方消費税交付金は、3億6,100万円余、地方交付税は、52億円余で、普通交付税、48億4,700万円余、特別交付税、3億5,300万円余を見込みました。

分担金及び負担金は、2,700万円余で、主なものは、農業農村整備事業分担金、保育料の児童福祉費負担金等であります。

使用料及び手数料は、6,400万円余で、町営住宅使用料、ごみ処理手数料などあります。

国庫支出金は、10億2,500万円余の計上です。自立支援事業費、生活保護費、児童手当等の国庫負担金、6億4,800万円余、また、国庫補助金として、物価高騰対応重点支援地方創生交付金、社会資本整備総合交付金、学校施設環境改善交付金等、3億7,300万円余です。

県支出金は、10億5,100万円余で、地域子ども・子育て県支援交付金、農業競争力強化基盤整備事業、耐震診断事業等の県補助金を計上しました。

繰入金は、8億6,800万円余を基金より繰り入れ、諸収入は、1億4,200万円余、町債は、公共施設等除却事業債、小学校施設整備事業債など、13億300万円余を見込んでおります。

次に歳出をご説明いたします。

(予算書では、33ページからになります。)

議会費は、1億600万円余で、前年度と比較して、1,200万円余の増額となっております。

総務費は、17億1,800万円余で、前年度と比較しまして、2億5,100万円余の増額となりました。旧八東小学校除却事業、ふるさと納税促進事業等の増額によるものです。

民生費は、36億2,100万円余で、前年度と比較しまして、1億5,200万円余の増額で、主因は、医療や福祉、扶助費の増加によるものです。特別会計の繰出金は、国民健康保険特別会計、1億7,400万円余、介護保険特別会計、3億4,200万円余を繰り出す予定としております。

また、自立支援制度事業費、4億9,800万円、後期高齢者医療総務費、2億3,000万円余、児童手当給付事業、1億9,800万円余、保育所運営費、3億4,700万円余、生活保護扶助費は、1億7,500万円余を見込んでおります。

衛生費は、6億9,600万円余で、前年度と比較しまして、3,300万円余の増額となりました。主因は、予防接種事業、保健センター運営費の増額によるものです。

予防接種事業は、7,900万円余、また、ごみ処理費、2億2,900万円余、各種検診等の長寿健康増進事業費、5,000万円余を計上しました。

農林水産業費は、14億300万円余であります。前年度と比較しまして、3,700万円余の増額となりました。

農業関係では、果樹就農者確保育成事業、2,500万円余、農業農村整備事業、1億9,900万円余、多面的機能支払交付金事業、9,100万円余、地籍調査事業費、5,000万円余を見込んでおります。

また、下水道等事業会計への繰出金、4億1,500万円、林業関係では、野生鳥獣被害防止事業費、6,100万円余、森林環境譲与税を活用した、森林環境整備事業は、2,800万円余を計上しました。

商工費は、1億1,900万円余で、商工業振興費、4,700万円余、観光費、6,200万円余の計上です。

土木費は、6億5,700万円余であります。前年度と比較しまして、2億3,200万円余の減額となりました。主因は、道路橋梁費、道路新設改良費の減額によるものです。

主な事業として道路橋梁維持費では、道路橋梁維持費、橋梁メンテナンス事業、除雪対策費等で、1億6,600万円余、道路新設改良費は、5,000万円余を計上し、国中1区の住宅団地6戸の改修事業を予定しております。下水道等事業会計への繰出金は、2億3,400万円余を計上しました。

消防費は、4億5,000万円余で、前年度と比較しまして、9,900万円余の増額となりました。主な要因といたしまして、防災無線改修事業、東部広域負担金の増額であります。

主な事業は、消防団運営費、2,900万円余、防災無線管理費、7,200万円余、東部広域負担金、3億400万円余などです。

教育費は、14億9,100万円余で、前年度と比較しまして、4億3,200万円余の減額となりました。主因は、郡家東小学校改修事業費の減額によるものです。

主な事業費として、小学校費、6億9,000万円余、中学校費、8,700万円余を計上し、いずれも、管理運営費、教育振興費等であります。

また、社会教育費は、2億8,600万円余です。

保健体育費、2億4,000万円余で、体育施設費では、通常の施設管理をはじめ、学校給食の運営費等を計上しております。

最後に公債費です。13億4,600万円余を計上し、内訳は、元金、12億8,600万円余、利子、6,000万円余であります。

議案第41号

令和6年度八頭町国民健康保険特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、18億6,100万円といたしております。

歳入では、国民健康保険税を後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせまして、2億5,300万円余を計上し、歳入に占める割合は、13.6%となっております。他の主なものでは、県支出金、14億2,100万円余、繰入金は、保険税軽減事業繰入金等と一般会計繰入金及び基金繰入金を合わせまして、1億7,900万円余としております。

歳出では、保険給付費を、前年より3,200万円余多い、14億400万円余見込みました。歳出に占める割合は、75.5%であります。他には、鳥取県に支払う国民健康保険事業費納付金、3億5,400万円余、保健事業費では、特定健康診査等事業費、1800万円余を計上しております。

議案第42号

令和6年度八頭町介護保険特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、23億3,100万円といたしております。

歳入では、第1号被保険者の介護保険料、4億1,900万円余、介護給付費等国庫支出金、5億5,200万円余、第2号被保険者納付分の支払基金交付金、5億9,900万円余、介護給付費等県支出金、3億1,900万円余、繰入金は、一般会計繰入金と基金繰入金を合わせて、3億9,600万円余です。

歳出は、総務費で、総務管理事務費等、4,500万円余、保険給付費は、施設サービス利用者、在宅サービス利用者等の介護保険サービス等諸費、21億5,000万円余、介護予防事業等の地域支援事業費、7,700万円余の計上であります。

議案第43号

令和6年度八頭町宅地造成特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、300万円といたしております。

歳入では、宅地造成基金からの繰入金、292万円余、歳出は、公債費で、町債の元利償還金、292万円余であります。

議案第44号

令和6年度八頭町墓地事業特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、90万円といたしております。

歳入では、使用料、28万円、繰越金、61万円余、歳出では、一般管理費、50万円余の計上です。

議案第45号

令和6年度八頭町後期高齢者医療特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、2億7,180万円といたしております。

歳入では、後期高齢者医療保険料、1億9,400万円余、一般会計からの繰入金は、保険基盤安定及び事務費の繰入金を合わせ、7,600万円余を見込みました。

歳出では、総務費、530万円余、広域連合負担金は、保険料と保険基盤安定負担金を合わせ、2億6,500万円余を計上いたしております。

議案第46号

令和6年度八頭町上私都財産区特別会計予算

議案第47号

令和6年度八頭町市場、覚王寺財産区特別会計予算

議案第48号

令和6年度八頭町上津黒、下津黒財産区特別会計予算

議案第49号

令和6年度八頭町篠波財産区特別会計予算

議案第50号

令和6年度八頭町大江財産区特別会計予算

財産区特別会計の5議案の予算につきましては、それぞれの管理会から提出されましたものを精査し、ここに提案いたしております。

議案第51号

令和6年度八頭町簡易水道事業会計予算

本年度予算より、公営企業会計移行に伴い、会計の基本的な考え方、仕組み等が大きく変更になりました。

予算のうち、収益的収入、3億4,892万3千円、収益的支出、3億4,130万円、資本的収入、5,666万9千円、資本的支出、1億4,152万2千円といたしております。

収益的収入では、給水収益の使用料、2億770万円余を見込み、資本的収入の企業債、1,100万円、他会計からの負担金が、収益的収入・資本的収入合わせ、4,000万円の計上です。

収益的支出では、減価償却費を除いた維持管理費等営業費用で、1億1,520万円余、資本的支出の建設改良費、2,260万円余、企業債元利償還金では、収益的支出・資本的支出合わせた、1億2,840万円余を計上しました。

議案第52号

令和6年度八頭町下水道等事業会計予算

本会計も本年度予算より、公営企業会計移行に伴い、簡易水道事業会計同様、基本的な考え方、仕組み等が大きく変更になっております。

予算のうち、公共下水道事業の収益的収入、5億4,430万6千円、収益的支出、3億8,551万5千円で、農業集落排水事業の収益的収入、6億6,936万7千円、収益的支出、5億2,926万円です。公共下水道事業の資本的収入は、3億9,829万4千円、資本的支出、6億993万4千円で、農業集落排水事業の資本的収入は、8,441万1千円、資本的支出、2億9,168万8千円といたしております。

収益的収入では、公共・農集使用料、2億5,800万円を見込み、資本的収入の公共・農集企業債、1億8,940万円、他会計からの負担金及び補助金が、収益的収入・資本的収入合わせ、6億4,950万円の計上です。

収益的支出では、減価償却費を除いた公共・農集の維持管理費等営業費用で、3億7,270万円余、収益的支出・資本的支出を合わせた処理施設

統合事業に、1億6,080万円余、ストックマネジメント事業に、2億5,110万円余、公共・農集企業元利債償還金では、収益的支出・資本的支出合わせ、5億3,650万円余を計上しました。